






令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|---|----|---|---|-------|
| No | 1 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第9条第1項 | | 市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。 | |  | 市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態 | |
| 中長期方針 | 市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 民間事業者も将来的に合理的配慮が法的義務化されることも含め、市民や事業者等にデジタル・アナログ両方で研修等の様々な方法で啓発する。 | | | | |
| No | 2 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第9条第2項 | | 市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | ともに生きる条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、現在も継続して実施している。 | |  | 市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態 | |
| 中長期方針 | 職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 新採用職員、並びにこれまで受講未経験の職員に対して研修を実施する。 | | | | |
| No | 3 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第9条第3項 | | 市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものでなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態 | |  | 各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態 | |
| 中長期方針 | 教育課程の中で障がいに関する教育を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。 | | | | |




令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-------|
| No | 4 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第1項 | 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 自立生活に向けての支援体制及び支援制度が十分周知されていないことにより、支援が必要な人が受けられていない状態 | |  | 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態 | |
| 中長期方針 | 既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 地域生活支援拠点等整備に必要な課題解決に向けて具体策を検討するとともに、障がいのある人に必要な情報が伝わる提供方法を検討し、可能であれば実施する。 | | | | |
| No | 5 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第2項 | 市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。 | |  | 相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態 | |
| 中長期方針 | 相談支援体制強化に必要な整備を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。 | | | | |
| No | 6 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第3項 | 市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。 | |  | 職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態 | |
| 中長期方針 | 障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。 | | | | |
| 年度計画 | コンプライアンス研修等を実施する。 | | | | |

令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|---|--|---|--|-------|
| No | 7 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第4項 | 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 日常生活用具給付事業などの情報通信機器活用制度や障がいの特性に配慮した情報提供方法が、ニーズに十分に答えられているとはいえない状態 | |  | ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態 | |
| 中長期方針 | 情報通信機器の活用を促進しつつ、障がいの特性に配慮した情報提供を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市公式LINEで障がい福祉に関するQ&Aがチャットボット対応になったことを周知する。 | | | | |
| No | 8 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第5項 | 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。 | |  | 重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態 | |
| 中長期方針 | 社会資源を充実させる。 | | | | |
| 年度計画 | 医療的ケア児等コーディネーター協議会による実績又は成果が上がるよう関係者と検討する。 | | | | |
| No | 9 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(道路整備) | 担当課等 | 都市整備課 |
| 条文 | 第11条第1項 | 市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態 | |  | 障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態 | |
| 中長期方針 | 道路の新設・改修及び維持・補修を行う。 | | | | |
| 年度計画 | ・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいのある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子供連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。 | | | | |




令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| No | 10 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(住宅確保) | 担当課等 | 施設整備課 障害福祉課 |
|-------|--|---|---|---------------------------------------|----------------|
| 条文 | 第11条第2項 | 市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 市営住宅内に段差が多数ある。 | |  | 段差の解消 | |
| 中長期方針 | 計画的に段差の解消を進める。 | | | | |
| 年度計画 | (施設整備課)市営住宅の段差解消工事等を行う。 (障害福祉課)要配慮者向けの制度と合わせて居住支援協議会等の住宅セーフティーネット関連の周知に努める。 | | | | |
| No | 11 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第11条第3項 | 市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。 | |  | 保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態 | |
| 中長期方針 | 民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 要配慮者向けの制度と合わせて、住宅セーフティーネット制度の周知を強化する。 | | | | |
| No | 12 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第11条第4項 | 市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。 | |  | 市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。 | |
| 中長期方針 | 障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。 | | | | |

令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|--|---|---|---|------------------|
| No | 13 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化) | 担当課等 | 政策企画課 |
| 条文 | 第11条第5項 | 市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数や乗務員が少ないなど、障がいのある人が必要とときに利用できる状態とはいえないのが現状である。 | |  | 障がいのある人のニーズを満たすバスやタクシーの十分な台数や乗務員数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態 | |
| 中長期方針 | 交通事業者が障がいのある人の利便に資する輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。また、交通事業者に対しバリアフリー車両の導入及び乗務員への研修等実施を要請する。交通弱者の外出支援について、継続的に進めるため福祉担当課と協議する。 | | | | |
| No | 14 | 分類 | 防災に関する合理的配慮(防災に関する計画) | 担当課等 | 防災危機管理課 障害福祉課 |
| 条文 | 第12条第1項 | 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 地域防災計画に障がいのある人への配慮(避難行動要支援者に含む)について記載済み。 | |  | 障害のある人やその家族が居住地域等において被る災害被害について理解し、備えることが出来る。 | |
| 中長期方針 | 全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当などとともに個別の防災計画を作成し、備えることが出来る。 | | | | |
| 年度計画 | (防災危機管理課)個別避難計画の具体的内容など含め関係部課と協議し、別府市としての取組の方向性と体制整備を行う。障がい当事者等に個別避難計画作成の取組が行われていることが認知出来るよう進める。インクルーシブ防災の進め方など、当事者や家族と共に議論する場や災害について学ぶ場を作る。 | | | | |
| | (障害福祉課)定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。 | | | | |
| No | 15 | 分類 | 防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり) | 担当課等 | 防災危機管理課 障害福祉課 |
| 条文 | 第12条第2項 | 市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | モデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証している。 | |  | 新たなモデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な援護内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証する。 | |
| 中長期方針 | 全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する) | | | | |
| 年度計画 | (防災危機管理課)引き続き社会福祉施設等に対しBCP作成の勉強会を行っていく。インクルーシブ防災の認知を高め、理解・協力を得るための関係者に向けた研修会や訓練を行う。 | | | | |
| | (障害福祉課)障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる福祉避難所協定締結施設を開拓する。 | | | | |

令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|--|--|---|---|--------------|
| No | 16 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備) | 担当課等 | 職員課 |
| 条文 | 第13条第1項 | 市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。 | |  | 障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態 | |
| 中長期方針 | 採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。 | | | | |
| 年度計画 | 法定雇用率以上の雇用を継続するとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。 また、試験案内に配慮の例を記載するなど、配慮が必要な人が申し出やすい環境づくりに努める。 | | | | |
| No | 17 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第13条第2項 | 市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。 | |  | 多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。 | |
| 中長期方針 | 支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。 | | | | |
| 年度計画 | 一般就労を希望した際の課題等を把握し、事例について検討する。また、各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。 | | | | |
| No | 18 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮(雇用創出の促進) | 担当課等 | 職員課 障害福祉課 |
| 条文 | 第13条第3項 | 市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 障がいのある人の雇用先が少ない。 | |  | 障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態 | |
| 中長期方針 | 障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。 | | | | |
| 年度計画 | (職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障害者の就労・雇用について支援制度を周知していく。 | | | | |



令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|----------------|
| No | 19 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(医療に関する支援) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第1項 | 市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 関係者・関係機関の間での連携体制は整ってきている。医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。 | |  | 医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態 | |
| 中長期方針 | 医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市医師会の運営委員会等において、障害福祉サービスについて周知するとともに、医療機関側での障がいのある人の受診における課題についてヒアリングを行い、障がいのある人が感じる課題、医療機関側の感じる課題を整理する。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえ時期を考慮する必要がある) | | | | |
| No | 20 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(緊急事態の際の対応の確立) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第2項 | 市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 障がいの特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなるといったケースもあり、そのような場合に家族をはじめ周囲の人たちが緊急的に相談する体制が確立されていない。 | |  | 常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につながる仕組みが整備されている状態 | |
| 中長期方針 | 緊急事態の際の対応の確立 | | | | |
| 年度計画 | 基幹相談支援センターの24時間相談体制を引き続き実施する。また、障害者緊急対応型ショートステイ事業を引き続き委託するとともに、利用条件等を事業者にも周知する。 | | | | |
| No | 21 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(保健事業・医療支援の利用円滑化) | 担当課等 | 健康推進課 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第3項 | 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえ、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援として重度心身障害者医療費助成制度があり、県内医療機関等での受診については申請不要であるため対象者の負担は軽減されている。 | |  | 健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度心身障害者医療費助成制度は、来庁せずとも医療費の支給が受けられる仕組み | |
| 中長期方針 | 健康教室・健康診断については、障がいのある人にとってどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。 | | | | |
| 年度計画 | (健康推進課)保健事業(健康教室、健康診断等)については、障がいのある方への対応方法を関係機関と検討し、市報やホームページ等でわかりやすく広報をする。 (障害福祉課)令和元年10月より自動償還になり、来庁することなく支給が受けられるが、まだ浸透していないため、未だに来庁するケースがある。パンフレット配布、個別の案内など、よりわかりやすい利用方法の周知と普及を目指す。 | | | | |

令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|---|---|--|------|-----------------|
| No | 22 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(統合保育・統合教育の実施) | 担当課等 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第1項 | 市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 保育については、課主催の障がい児保育全体研修会を年2回実施し、保育コーディネーターを中心とした園内研修を実施することで共通認識のもとに保育にあっている。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。 | | ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態 | | |
| 中長期方針 | 個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。 | | | | |
| 年度計画 | (子育て支援課)子育て支援課主催職員研修会を実施したり大分県保育連合会主催研修会に参加して職員の専門性の向上を図るとともに専門家による対応が困難な児童に対する実践指導を実施して特別な支援が必要な児童の受け入れ体制を強化する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな支援を行う。また、支援員を対象とした研修会を開催する。 | | | | |
| No | 23 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(教職員への研修実施) | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第2項 | 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 教職員の障がいに対する理解をより深めるために、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、研修の機会を創出している。 | | 教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態 | | |
| 中長期方針 | 各教職員が障がいに対する理解をより深めることができるよう研修等の場を十分に提供する。 | | | | |
| 年度計画 | 「特別支援教育コーディネーター研修会」及び「特別支援教育担当教員研修会」を実施する。 | | | | |
| No | 24 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(学校間の連携及び調整の推進) | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第3項 | 市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。 | | 市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態 | | |
| 中長期方針 | 別府市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市特別支援連携協議会を開催する。 | | | | |

令和5年度 別府市共生社会形成プラン策定シート

| | | | | | |
|-------|--|---|---|--|-------|
| No | 25 | 分類 | 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第16条 | 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。 | |  | 芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態 | |
| 中長期方針 | 芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。 | | | | |
| 年度計画 | アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、参加人数がコロナ前と同等に近づけるよう実施方法や周知のあり方などの改善を図りながら事業を実施する。 | | | | |
| No | 26 | 分類 | 親亡き後等の問題の解決 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第23条 | 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態 | |  | 親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態 | |
| 中長期方針 | 親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し実行する。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市障害者自立支援協議会各部会において親亡き後等の問題の解決策を検討する。また、期間限定で親亡き後等の問題相談ブースを設ける。 | | | | |